

令和7年(2025年)11月14日
豊浦総合支所建設農林水産課

下関市大河内交流センターに係る指定管理候補者の選定結果について

下記のとおり、下関市大河内交流センターに係る指定管理候補者を選定しましたので、選定結果を公表します。指定管理者の指定については、地方自治法第244条の2第6項の規定により下関市議会の議決を経る必要があり、令和7年第4回下関市議会定例会での議決を経た後に、下関市長が指定することになります。

記

1 選定の概要

(1)施設の概要

- ① ア)名 称 下関市大河内交流センター
イ)所在地 下関市豊浦町大字宇賀5367番地1
ウ)施設内容
(構造等)木造瓦平屋建、延面積145.92m²
(主要施設)コミュニティホール、小会議室、調理実習室、その他

(2)指定期間

令和8年4月1日～令和13年3月31日

(3)指定管理候補者の概要

- ア)名 称 下関市大河内自治会
イ)所在地 下関市豊浦町大字宇賀5293-7

2 選定までの経緯

- 令和7年 9月19日 非公募により申込書の受付開始
令和7年 9月30日 申込受付の開始
令和7年10月 9日 申込受付の終了
令和7年10月30日 下関市指定管理候補者選定委員会（下関市豊浦自然活用総合管理センター及び下関市大河内交流センター）を開催
令和7年11月 6日 下関市指定管理候補者選定委員会（下関市豊浦自然活用総合管理センター及び下関市大河内交流センター）が下関市長に意見書を提出

令和7年11月14日 下関市が指定管理候補者を選定

（1）応募資格

- 申込みをする団体の資格は次のとおりとします。
- ①市税、県税、法人税、法人市民税、消費税、地方消費税等の租税及び労働保険料を滞納していないこと。
 - ②民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続又は会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続中でないこと。
 - ③指定管理者の責に帰すべき事由により、2年以内に指定の取消しを受けていないこと。
 - ④地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により、市における入札参加を制限されていないこと。
 - ⑤暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員の統制下にある団体でないこと。
 - ⑥過去2年以内に労働基準監督署から是正勧告を受けていないこと、又は是正勧告を受けたことがある場合にあっては、応募時において当該是正勧告に対する必要な措置の実施について労働基準監督署に報告済みであること。
 - ⑦本業務を行うために、下関市大河内交流センターに配置する職員の中に、防火対象物の防火管理者の資格を有する（令和7年度中の取得見込を含む。）職員が含まれていること。

（2）応募状況

- 申込書提出団体数1団体
- ・下関市大河内自治会

3 選定方法

指定管理候補者の選定については、学識経験者や経営又は財務に関する有識者等から構成される下関市指定管理候補者選定委員会（下関市豊浦自然活用総合管理センター及び大河内交流センター）を開催し、応募者から提出された事業計画書、収支計画書、応募団体の経営状況を説明する資料等及び応募団体のプレゼンテーション等により総合的に審議し、応募団体についての意見を下関市長に提出しました。

下関市は、その意見及び選定の基準を総合的に審査し、応募団体のうちから最も適当と認めるものを指定管理候補者として選定しました。

4 下関市指定管理候補者選定委員会（下関市豊浦自然活用総合管理センター及び下関市

大河内交流センター)の委員(5人)

【学識経験者】

鶴山 浩真(山口県下関農林事務所 農業部 担い手支援課長)・・・委員長

【経営・財務に関する有識者】

吉田 恭一(中国税理士会 下関支部 税理士)

【利用に関する有識者】

飯田 俊幸(下関市川棚自治会連合会 会長)

【市職員】

萱野 浩司 (下関市農林水産振興部農業振興課主幹)

藤井 裕志 (下関市豊浦総合支所次長)

※委員長は、委員の互選により決定

5 選定基準

各委員100点満点として評価を行い、最終的に委員5人の平均点により順位を決定した。最低制限基準は当該平均点で60点とした。

※審査項目等については、別紙1のとおり

6 選定委員会の審査結果

(委員1～4は、4で表記する委員の氏名順とは異なります。)

(1)下関市大河内自治会

最低制限基準	平均点 (委員1～委員5の平均)					満点
	委員1	委員2	委員3	委員4	委員5	
60	76.6	80	83	76	95	49
						100

(2)選定委員会での主な意見

(ア)施設の利用状況について (利用者の居住地、利用頻度、利用目的)

(イ)観光情報コーナーの展示内容について

(ウ)IT機器の施設内の設置について

(3)議事概要録

別紙2のとおり

7 選定結果

下関市は、選定委員会の意見及び選定の基準に基づき総合的に審査し、下関市大河内自治会を指定管理候補者に選定しました。

(1)選定された団体の主な提案内容

別紙3「提案概要」のとおり

(2)選定の主な理由

選定委員会における評価が最も高く、また下関市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例第4条第1項各号に定める選定の基準を満たしていることから、指定管理候補者として最も適当と認められるため。

8 提案額(指定管理料)

5年間の平均額 104.5千円

5年間の合計額 522.5千円

※消費税10%で積算